

# 南山城村職員の人事行政の運営等の状況を公表します

南山城村職員の仕事条件や給与等の実態について、村民の皆さんにより一層ご理解をいただくために、「南山城村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、主に平成22年度の人事行政の運営等の状況について、そのあらましをお知らせします。

## 1. 職員の任免及び職員数に関する状況

### (1) 部門別職員数の推移 (各年度4月1日現在)

区分	部門	職員数(人)					対前年増減数(人)				
		H18	H19	H20	H21	H22	H17	H18	H19	H20	H22
一般行政	議会	2	2	1	1	1			1		
	総務	12	12	12	12	13	12				1
	税務	4	4	4	3	4				1	1
	労働										
	農水	5	3	3	3	3		2			
	商工										
	土木	4	4	4	4	4					
	小計	27	25	24	23	25	12	2	1	1	2
	民生	12	11	11	12	11	12	1		1	1
	衛生	4	3	4	4	4	4	1	1		
	小計	16	14	15	16	15	16	2	1	1	1
	一般行政部門計	43	39	39	39	40	28	4			1
	教育	7	6	5	3	3		1	1	2	
普通会計合計	50	45	44	42	43	28	5	1	2	1	
公営企業等	水道	2	2	2	2	2					
	その他	4	4	3	4	4			1	1	
	小計	6	6	5	6	6			1	1	
総合計	56	51	49	48	49	28	5	2	1	1	

上記の表は、定員管理調査に基づく数値で、教育長を含みます。

### (2) 級別職員数(平成22年4月1日現在)

一般行政職			
職務の級	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)
1級	主事(補)及び定型的な業務を行う職務	1	2.9
2級	主事の職務	2	5.7
3級	係長及び主任の職務	18	51.4
4級	課長補佐の職務	7	20.0
5級	課長、課長代理及び主幹の職務	7	20.0
6級	参事、理事及び困難な職務を分掌する課長の職務	0	0.0
計		35	100.0

### (3) 職員採用と退職職員数

採用者数	4人
退職者数	0人

平成22年4月1日から平成23年3月31日までの採用並びに退職職員数です。

## 2. 職員の給与に関する状況

### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口(年度末)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率(B/A)	(参考)21年度の人件費率
22年度	人 3,186	千円 2,445,769	千円 122,190	千円 347,894	% 14.2	% 15.3

(注)人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

### (2) ラスパイレス指数

(各年4月1日現在)

区分	指数
18年度	93.8
19年度	98.0
20年度	93.3
21年度	95.8
22年度	95.1

### (3) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数A	給与費				一人当たり給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤労手当	計B	
22年度	人 42	千円 144,001	千円 15,171	千円 51,196	千円 210,368	千円 5,009

(注)給与費は当初予算に計上された額であり、給与改定分は含みません。

特別職・議会議員や非常勤特別職の報酬・退職手当組合負担金・共済費は除いています。

給与は「手取額」ではなく、税金や保険料を差し引く前の金額です。

(注)ラスパイレス指数=国と地方では職員構成が異なり、単純平均では給与を比較できません。そこで、地方の一般行政と国の行政職俸給表の適用職員の俸給額などを、学歴別、経験年数別に区別、職員数で加算平均して算出した指数。国家公務員の給与を100としています。

(4) 初任給(平成22年4月1日現在)

区分	一般行政職	国	京都府
		行政職	行政職
高校卒	140,100円	140,100円	144,500円
大学卒	172,200円	172,200円	178,800円

(5) 職員の平均給料月額および平均年齢の状況(平成22年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
南山城村	305,645円	40.3歳		

(6) 特別職等の報酬等の状況(平成22年4月1日現在)

区分	特別職	議員
給料・報酬	村長 502,500円 (25%) 副村長 484,500円 (15%)	議長 275,000円 副議長 200,000円 議員 170,000円
期末手当	6月期1.45月分 12月期1.65月分 計3.10月分	6月期1.45月分 12月期1.65月分 計3.10月分

\*但し、平成22年12月1日から、期末手当の支給月数が見直されたため、実際の支給額は2.95月です。

\*但し、議員報酬が見直され、平成22年7月1日から上記報酬月額に100分の97を乗じて得た額が実際に支給されています。

(7) 職員の手当ての状況(平成22年4月1日現在)

扶養手当

・配偶者……………13,000円
・扶養家族……………6,500円
（ただし、配偶者のいない扶養親族の1人目は、11,000円。満15歳の年度初めから満2歳の年度終わりまでの子1人につき5,000円加える。）

住居手当

・持家……………無し
・家賃支払い 月額23,000円以下の家賃 家賃額-12,000円=支給額 月額23,000円を超える家賃 (家賃額-23,000円)×1/2{限度額16,000円}+11,000円=支給額

期末勤勉手当の状況

区分	期末手当	勤勉手当
6月期	1.25月分	0.70月分
12月期	1.50月分	0.70月分
計	2.75月分	1.40月分

職務上の階級、職務の級数等による加算措置有

\*但し、平成22年12月1日から支給月数が見直されたため、実際の支給月数は12月期

期末手当が1.35ヶ月、勤勉手当が0.65ヶ月で、年間総支給月数は3.95ヶ月です。

退職手当

区分	支給率	
	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分

通勤手当

自動車・自転車等を利用する職員	
片道 2km以上 5km未満	月額 2,000円
片道 5km以上 10km未満	月額 4,100円
片道 10km以上 15km未満	月額 6,500円
片道 15km以上 20km未満	月額 8,900円
片道 20km以上 25km未満	月額 11,300円
片道 25km以上 30km未満	月額 13,700円
片道 30km以上 35km未満	月額 16,100円
片道 35km以上 40km未満	月額 18,500円
片道 40km以上 45km未満	月額 20,900円
片道 45km以上 50km未満	月額 21,800円
片道 50km以上 55km未満	月額 22,700円
片道 55km以上 60km未満	月額 23,600円
片道 60km以上	月額 24,500円

公共交通機関を利用する職員	
6ヶ月運賃	1ヶ月当たり 55,000円までは全額
	1ヶ月当たり 55,000円以上の場合 55,000円×6ヶ月 = 支給額



### 3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 職員の勤務時間(一般職の標準的なもの)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	週休日の振替制度
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時	有

#### (2) 年休等の状況(取得実績は平成22年1月1日～平成22年12月31日の期間)

年次有給休暇 職員一人あたり平均取得日数 6.3日

特別休暇 産前産後休暇、結婚休暇、育児休暇、夏期休暇、忌引休暇、病欠休暇等の休暇制度があります。

#### (3) 育児休業の状況(平成22年度中に取得したもの)

取得した職員数 3名 (うち、男性職員 0名)

### 4. 職員の分限及び懲戒処分の状況(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

#### (1) 分限処分

区分	免職	降任	休職	降給	失職	計
件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件

\*分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる処分で、公務能率の維持を目的となされます。

#### (2) 懲戒処分

区分	免職	停職	減給	戒告	計
件数	0件	0件	0件	0件	0件

\*懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うための処分で、公務における規律と秩序を維持することを目的としてなされます。

南山城村では、地方公務員法に基づく懲戒処分を行うまでに至らない非違行為を行った職員に対して「訓告」や「嚴重注意」の処分を行うこととしています。平成21年度中の訓告処分等はありませんでした。

### 5. 職員のサービスの状況

職員は全体の奉仕者として、公共の福祉のために勤務し、全力で職務を遂行しなければなりません。

職員が職務を遂行するあたり、守るべき義務は次のとおりです。

職務命令等に従う義務	職務専念義務	争議行為等の禁止
信用失墜行為の禁止	政治的行為の制限	営利企業等の従事制限

## 6. 職員の研修の状況

### 研修

公務率を向上させ、よりよい住民サービスを提供するため、研修を行っています。  
また、各部署ごとにおいては、専門的な知識を身に付けるために各種研修会に参加しています。  
更に、役職に合わせて各種研修会に積極的に参加しています。



#### 派遣研修

京都府(財団法人京都市町村振興協会)

内容	受研者数
新規採用職員研修	4人
10年目研修	2人
監督者研修	1人
管理職研修	1人
自治体訴訟研修	1人
意識改革・行動変容研修	1人
危機管理研修	1人
問題解決研修	1人
メンタルヘルス研修	1人
税務(初任者)研修	1人
税務(経験者/住民税)研修	1人
税務(経験者/固定資産税-1)研修	1人
財政(初任者)研修	1人
議会議務局職員研修	1人

市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)及び全国市町村国際文化研修所

内容	受研者数
地域アイテムによる地域の活性化	2人

これらの研修等以外にも、各種講習の受講を行っています。

## 7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 健康診断の状況(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

健康診断の種類	対象者	受診者	受診率
巡回検診	51人	40人	96.1%
人間ドック		9人	

\* 特別職を含んでいます。

### (2) 公務災害の状況(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

職員の公務上の災害又は通勤による災害に対して補償を行います。  
認定及び補償は、地方公務員災害補償基金京都府支部が行っています。

認定件数	内訳	
	公務災害	通勤災害
0件	0件	0件

### (3) 共済制度の状況

共済制度とは、社会保障の一環として、職員やその家族の生活の安定と福祉の向上を図る相互救済制度で、京都市町村職員共済組合に加入し、事業を行っています。

共済制度の概要は次のとおりで、必要な費用は職員の掛金と構成団体の負担金で賄われています。

(概要)

短期給付事業 病気・けが・出産・死亡・休業・災害に対して必要な給付 など  
 長期事業 退職・障害・死亡に対して、年金または一時金の給付 など  
 福祉事業 健康診断などの健康の保持増進事業、貯金事業、貸付事業 など



#### (4) 福利厚生状況

地方公共団体は、地方公務員法第42条により、職員の福利厚生の計画を樹立し、実施することが義務付けられているため、財団法人京都市町村職員厚生会及び南山城村職員互助会により事業が実施されています。

【財団法人京都市町村職員厚生会】

・医療費助成、見舞金等の給付事業やスポーツ大会等の元気回復事業等の実施

【南山城村職員互助会】

・会員相互の親睦を深めるレクリエーション、旅行等の事業の実施

南山城村互助会会員数

特別職	一般職	合計
2人	49人	51人

## 8. 公平委員会の状況

### (1) 公平委員会の概要

公平委員会は、地方公務員法第7条第3項の規定により設置され、その権限は同法第8条第2項において、次のように定められています。

- ・職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置を審査・判定し、必要な措置を執ること。
- ・職員に対する不利益な処分についての不服申し立てに対する決裁又は決定をすること。

### (2) 公平委員会の業務の状況 (平成22年4月1日～平成23年3月31日)

業務の内容	件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する不服申し立ての状況	0件